

■ 建物を放置すると様々な問題が生じるおそれがあります



- 不審者に侵入されるおそれ
- 放火による火災の危険性増
- ゴミ等の放置や不法投棄のおそれ
- 建物が傷み、外壁の脱落や屋根瓦の落下、塀の破損により近隣や通行人の方などにけがをさせるおそれ
- 相続が発生すると共有者が増え、売却等の合意がしにくくなり機を逃してしまうおそれ

■ お持ちの建物を適切に管理していますか？

建物は管理しないと傷んでいきます。所有者・管理者の不適切な管理により他人に損害を与えたときは、所有者・管理者が責任を問われる場合があります。周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、問題が発生する前に適切な管理を行いましょう。

実際に、こんな事が起きています

事例

空き家が火元となった 類焼事例

長期間管理不全状態だった空き家が不審火により夜間に出火。空き家を含めた3棟が全焼、他の1棟もほぼ全焼する被害。



建物や敷地内の工作物により第三者へ危害を加えた場合、民法の規定により損害賠償が必要となる可能性があります。

【モデルケースでの損害額の試算例】

火災による隣接家屋の全焼・死亡事故(想定)

都内、高齢夫婦死亡の場合

6,375万円

(内訳：物件損害1,315万円、人身損害 5,060万円)

※公益財団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係わる調査」をもとに作成

